

給食業務委託契約書（案）

神奈川県立総合療育相談センター所長（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 この契約の内容は次のとおりとする。

- （1） 契約の目的 神奈川県立総合療育相談センター給食業務委託
- （2） 契約の内容 別紙「給食業務委託仕様書」のとおり。
- （3） 給食内容の協議 発注者は、給食委員会を設置し、受注者と定期的に給食内容について協議するものとする。
- （4） 履行期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- （5） 契約金額 金 円（月額 円）
課税事業者（取引に係る消費税及び地方消費税額 金 円）
「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算定したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- （6） 契約保証金 神奈川県財務規則第28条第6号の規定により免除する。
- （7） 代金支払場所 神奈川県指定金融機関株式会社横浜銀行県庁支店

（契約の効力の遡及）

第2条 この契約書への発注者と受注者の記名押印日が契約書第1条に定める契約期間の開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約期間の開始日から生じるものとする。

（食数等）

第3条 年間の想定食数は4万1千食とする。

- 2 年間の食数が前項の食数の10%を超えて増減した場合は、10%を超える増減率を契約金額に乗じた額を契約金額に加減する。
- 3 給食食材費の高騰その他の予期することのできない事情により、契約金額が著しく不適當となったときは、発注者受注者協議して契約金額を変更できるものとする。

（検食）

第4条 受注者は、給食の一部をその都度発注者に提出し、発注者の指定する者により検食を受けるものとする。

- 2 前項の検食の結果、給食として不適當と認められる場合は、発注者は受注者に対して再実施を請求することができ、受注者はこれに従うものとする。

(保存食)

第5条 受注者は、給食及び食材料の一部をその都度保存するものとする。

(業務完了報告及び検査)

第6条 受注者は、毎月の業務完了後、すみやかに業務完了報告書を提出し、発注者の検査を受けなければならない。ただし、受注者の責めに帰すべき事由により代金の受領が遅延しても、発注者は遅延利息支払いの責めを負わないものとする。

(代金の支払)

第7条 代金の支払は、検査完了後、受注者の適法な請求書を受領してから30日以内に支払うものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由により代金の受領が遅延しても、発注者は遅延利息支払いの責めを負わないものとする。

(履行遅滞)

第8条 受注者は、第1条第2号に規定する委託業務を契約期間内に履行することができないときは、発注者が災害その他やむを得ない理由があると認めるときを除き、遅滞日数1日につき当該業務に係る契約金額に遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の違約金を発注者に支払わなければならない。

2 発注者の責めに帰する事由により第7条の支払期限までに代金を支払わない場合は、発注者は受注者に対して前項の規定を準用して計算した遅延利息を支払わなければならない。

(作業責任者及び作業員)

第9条 受注者は、委託業務の実施にあたり作業責任者を定め、書面により発注者に報告するとともに、業務の指揮監督に当たらせなければならない。

2 受注者は、委託業務従事者（以下「従事者」という。）を業務に従事させるときは、施設の安全管理のため、当該従事者の名簿を発注者に提出しなければならない。また、業務委託場所では常時名札を付けさせなければならない。

3 受注者は前2項について変更があったときは、速やかに書面により発注者に報告しなければならない。

(権利義務の譲渡)

第10条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。ただし、発注者が承認した場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りでない。

(業務の適正履行)

第11条 受注者は、第1条第2号に規定された委託業務の本旨に従い善良なる管理者の注意義務をもって誠実に履行しなければならない。

(労働関係法規の遵守)

第12条 受注者は、従事者の賃金、労働時間、休暇など適正な労働条件を確保するため、労働基準法(昭和22年法律第49号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)などの労働関係法規を遵守しなければならない。

2 受注者は、発注者が求める場合は労働関係法規の遵守状況を説明しなければならない。また、発注者は、受注者に対し、必要に応じ労働関係法規の遵守状況報告書の提出を求めることができる。

3 受注者は、労働関係法規について、監督官庁から指導や行政処分を受け、又は、罰則の対象となったときは速やかに発注者に報告しなければならない。

(教育・訓練)

第13条 受注者は、従事者に対して、必要な教育・訓練を実施するものとする。

(安全管理)

第14条 受注者は、常に事故、災害防止等に努めるとともに、事故又は不測の事態が生じた場合は、適切な措置を講じなければならない。

(業務災害)

第15条 この契約に基づく委託業務遂行中における従事者の災害は、受注者の責任において、必要な措置を講ずるものとする。

(衛生管理及び健康診断)

第16条 受注者は、常に衛生関係法規を遵守し、清潔整頓に努めるとともに、衛生管理に十分な配慮をしなければならない。

2 受注者は、従事者に対して「健康診断」及び「検便」を定期的実施し、その結果を発注者に報告するものとする。万一疾病等により、業務の遂行に影響を及ぼす事態が生じた場合は、受注者は速やかに発注者に報告するとともに、自らも臨機の措置を講ずるよう努めなければならない。

(調査等)

第17条 発注者は、受注者から提供される給食食材の安全性及び質の確保のため、発注者の指示する栄養士等の担当職員をして、受注者の給食食材及び業務処理状況について随時調査し、必要は正・報告を求めることができるものとする。

(施設等の使用)

第18条 受注者は、委託業務の実施のために必要となる設備及び物品を使用することができる。また、その使用にあたっては、善良なる管理者の注意義務をもって使用しなければならない。

らない。

(費用の負担)

第19条 受注者が委託業務の遂行に当たり必要とする光熱水費は、発注者の負担とし、受注者は、これを効率的に使用するものとする。

2 給食食材及び調理業務に使用する消耗品類の購入費用は受注者の負担とする。発注者受注者の費用の負担区分は仕様書に定めるとおりとする。

(第三者損害)

第20条 受注者は、業務遂行にあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がそれを負担するものとする。

(報告義務)

第21条 受注者は、本契約の履行に影響を及ぼす重要な事情の変更が生じたときは、直ちに発注者に報告し、発注者と受注者が協議するものとする。

(代行保証)

第22条 受注者は、業務を履行できなくなった場合の保証のため、あらかじめ、業務代行者として _____ を定めるものとする。この場合、 _____ は受注者に代わって各契約条項を遵守する。ただし、受注者の義務は免責されない。

(秘密の保持)

第23条 受注者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第24条 受注者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため、別添に掲げる事項を遵守しなければならない。

(配送方法等)

第25条 受注者が、自動車を使用して物品等を配送又は運搬する場合は、低公害車（排出ガスを発生しない自動車又は排出ガスの発生量が相当程度少ないと認められる自動車で、九都県市指定低公害車等として指定されたものをいう。）の使用及びエコドライブ（アイドリングストップや急発進・急加速をしないなど、環境に配慮した自動車の使い方をいう。）を実施しなければならない。

(業者調査への協力)

第26条 発注者又は神奈川県知事が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必

要があると認めた場合は、発注者又は神奈川県知事は、受注者に対し、受注者におけるこの契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

- 2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する県の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(発注者の解除権)

第27条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部、又は一部を解除できるものとし、このために受注者に損害が生じてもその責めを負わないものとする。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により契約期間内に委託業務を完了する見込みがないとき、又はその他契約条項に違反し、この契約の目的を達成することができないとき。
- (2) 許可、免許、登録、又は各種の資格が必要な委託業務については、その許可等が取り消し、又は抹消されたとき。
- (3) 第6条の規定に基づく検査に不合格となり、発注者の再度の検査においても、不合格となったとき。

(暴力団等排除に係る解除)

第28条 発注者は、警察本部からの通知に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び次条において、「条例」という。）第2条第4号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
 - (2) 受注者が、条例第23条第1項に違反したと認められたとき。
 - (3) 受注者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。
 - (4) 受注者及び役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- 2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第29条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(談合その他不正行為による解除)

第30条 この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第7条の2第1項の規定による命令）が確定したとき。
 - (2) 受注者を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令若しくは同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令（受注者に対してされたものに限る。））が確定したとき。
 - (3) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、受注者に損害が生じてもその責めを負わないものとする。

(賠償の予約)

第31条 受注者は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかを問わずに、賠償金として、契約金額の100分の15に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

第32条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、又は違約金（以下「賠償金等」という。）を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は賠償金等の額に、賠償金等の額につき発注者の指定する期間を経過した日から賠償金等が納付された日までの日数に応じ年2.7パーセントの割合で計算した額（以下「遅延利息」という。）を加えた額を徴収する。

2 契約金が未払の場合にあっては、賠償金等及び契約金支払日までに遅延利息がある場合は、その遅延利息を、発注者が支払うべき契約金額から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額に不足があるときは、その不足額を、発注者は別途徴収する。

(受注者の解除権)

第33条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このために発注者に損害が生じてもその責めを負わないものとする。

- (1) 仕様書等の大幅な変更により、契約の目的を達成することができないとき。
- (2) 発注者の責めに帰すべき事由により契約を履行することができないとき。

(契約の費用)

第34条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(訴訟の提起)

第35条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を所管する裁判所に行うものとする。

(協議事項等)

第36条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、神奈川県財務規則に基づくほか、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、発注者、受注者及び代行保証人三者記名押印のうえ、発注者、受注者がその1通を所持するものとする。

令和2年 月 日

発注者 藤沢市亀井野3119番地
神奈川県立総合療育相談センター
所長

受注者

代行保証人